

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション セージュ新ことに運営規程

（目的）

第 1 条 この規程は、医療法人耕仁会が開設する介護老人保健施設セージュ新ことに（以下「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

第 2 条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第 3 条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- （2）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- （3）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- （4）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- （5）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第 4 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設セージュ新ことに
- (2) 所在地 札幌市北区新琴似町 7 8 7 番地 2、同番地 3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（医師） 1 人（常勤兼務）
事業所職員の管理と共に業務の実施状況、把握その他管理を一元的に行う。
- (2) 理学療法士 1 人以上（常勤兼務）
- (3) 作業療法士 1 人以上（常勤兼務）
理学療法士・作業療法士（又は言語聴覚士）は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日及び 1 2 月 3 0 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 1 3 時 0 0 分～1 7 時 0 0 分までとする。

(訪問リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額)

第 7 条 事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

2 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割又は 3 割の額とする。

3 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

4 第 2 項から第 3 項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(利用料滞納以外における契約解除事項)

第 8 条 事業所のサービス及びその職員の人権を守る観点から、以下の事由等の発生が確認された場合、契約を解除するものとする。

- (1) 利用者又はその家族が事業所へ著しい不信行為を行う場合
- (2) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者又は関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他の反社会的勢力、又は暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合
(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく)
- (3) 職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生し、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、札幌市北区、西区・手稲区・石狩市とする。

(要望又は苦情等の申し出)

第 10 条 利用者又はその家族は、事業所の提供する訪問リハビリテーション等に対しての要望又は苦情等について、管理者に文書、電話、口答等で申し出ることができる。

次の連絡先・担当者を置きあたらせるものとする。

- 2 連絡先 TEL 011-768-2800 札幌市北区新琴似町 7 8 7 番地 2、3
- 3 担当者 清水 満

(秘密の保持と個人情報の保護)

第 11 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。
- 3 この秘密を保持する業務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。
- 4 事業所及びその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、利用者から予め文書で同意を得た場合に限り次の情報提供を行う。
 - (1) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業所その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

(2) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。

なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

6 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止しなければならない。

7 事業所が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担とする。）

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定する

虐待防止責任者 管理者 藤原 和彦

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

(4) 成年後見人の利用を支援する

(5) 苦情解決体制を整備する

(6) サービス提供中に職員が、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

（賠償責任）

第13条 訪問リハビリテーション等の提供に伴い、事業所の責に帰すべき事由によって利用者が被害を被った場合、事業所は、利用者に対して損害を賠償する。

2 利用者の責に帰すべき事由によって事業所が被害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して事業所に対して極度額金 100 万円の範囲内でその損害を賠償する。

（身分証携行義務）

第14条 職員は、常に身分証を携行し、訪問時、利用者または家族からその提示を求められたときは、いつでも身分証を提示しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、（医療法人耕仁会と管理者との）協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、平成28年4月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、令和1年10月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、令和5年6月30日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、令和7年12月1日に一部改訂し、同日から施行する。

この規定は、令和7年11月27日に一部改訂し、同日から施行する。